

（表）

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

令和●年 12月 10日

南あわじ市選挙管理委員会委員長 様

申出者 住 所 南あわじ市市善光寺22-1

電話番号 0799-43-5004

氏 名 選運後援会 会長 選挙 一雄

（申出者が、政党その他の政治活動団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載する。）

署名又は記名押印

政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

また、閲覧した内容を筆記又は入力の方法により写す場合は、その写しを今回の目的以外に使用しないことを誓約します。

| | |
|--------------|--|
| 1 活動の内容 | 政治活動（選挙運動を含む。） |
| 2 閲覧事項の利用の目的 | （できる限り具体的に記載すること。） 後援会加入案内の送付のため |
| 3 閲覧者の住所及び氏名 | 住所 南あわじ市市善光寺18-27 氏名 政治 治郎 |
| 4 閲覧事項の管理の方法 | （管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。） 閲覧事項を書き写した書類は、取扱時以外は、鍵のかかる部屋に保管し、案内の送付後、シュレッダーにより破棄する。 |
| 5 閲覧対象者の範囲 | 市地区 |
| 6 閲覧者に関する事項 | （閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。） 閲覧者は申出者の役員（職員又は構成員）であつて、申出者が指定する者である。 |

裏面も記入してください

申出者が公職の候補者等であるとき

| | |
|------------------|---|
| 7 立候補しようとする選挙の種類 | (現職の場合は、 選挙の種類 公職の職名 |
| 8 候補者閲覧事項取扱者の指定 | 別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> |

閲覧事項を取り扱うことができる者は、原則申出者、閲覧者及び政治団体閲覧事項取扱者である。
これら以外の法人に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合は、この申出が必要となる。
申出をする場合は、「する」にチェックを入れて、別紙「承認法人に関する申出書」を提出する必要がある。

申出者が政党その他の政治団体であるとき

| | |
|------------------|--|
| 9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲 | 申出者の職員（役員又は構成員） 立候 康夫 申出者の構成員（役員又は職員） 当選 花子 |
| 10 承認法人の申出 | 別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない |

備考

(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも1人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)
政治団体設立届出書の写し、申出者の予算書・事業計画書の写しを添付する。

備考1 この様式は、公職選挙法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の作成等をする申出書の様式である。

2 上記8又は10にチェックを入れなければならない。

3 閲覧できる選挙者の保護に関する

及びストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等をいう。）の被害者の保護のための支援措置を受けている者の記載のある部分以外の部分である。

4 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

政治団体設立届出書の写しは必須

その他添付書類の例（現職所属の場合は次の資料は省略可）

- ・当該政治団体の予算書・事業計画書の写し
- ・前年の収支報告書の写し
- ・定期的に発行している機関誌紙